

長浜市大学生等生活応援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内在住の大学生等に対する修学応援及び家計の負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内で長浜市大学生等生活応援給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、平成20年4月1日以前に生まれた者で、申請日の時点において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年以上のものに限る。）に在学し、かつ、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に引き続き3か月以上記載されているものとする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は給付対象者1人につき2万円とし、給付金の給付は給付対象者1人につき1回限りとする。

(申請手続)

第4条 給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、長浜市大学生等生活応援給付金給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 在学の事実を証明する書類
- (2) 振込口座を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、市長が指定するオンラインフォームへの入力により行うことができるものとし、この場合において、データの送信をもって必要書類の提出があったものとみなす。

3 第1項の申請は、令和8年4月1日から令和8年12月28日までの期間に行わなければならない。

(給付)

第5条 市長は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは当該申請者に対して給付金を給付し、不適当と認めるときは長浜市大学生等生活応援給付金不給付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(手続の併合等)

第6条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第7条第1項、第14条及び第15条の手続を省略する。

(給付時期)

第7条 市長は、原則として第4条第1項の申請があった日が属する月の翌月の末日までに給付金の給付をするものとする。

(住民への周知)

第8条 市長は、給付金の給付に当たり、給付対象者の要件、申請の方法その他の事業の概要について、住民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 前条に規定する周知を行ったにもかかわらず、第4条第3項に規定する期限までに給付対象者から申請が行われなかったときは、当該給付対象者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第5条の規定による給付金の給付を行うに当たり、口座の解約、変更等による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により令和9年2月28日までに振り込みができないときは、第4条第1項の申請は取り下げられたものとみなし、給付金の給付を行わない。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対し、既に給付した給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月9日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。